

熱海市民グラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第13号

熱海市民グラウンド条例の一部を改正する条例

熱海市民グラウンド条例（昭和44年熱海市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「および」を「及び」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条第1項中「及び照明施設」を削る。

第7条本文中「返還しない」を「、返還しない」に改め、同条ただし書中「責」を「責め」に、「または」を「又は」に改める。

第10条中「き損しまたは」を「毀損し、又は」に改める。

第11条中「または」を「又は」に改める。

第12条第1号中「午後9時」を「午後5時」に改める。

別表中

「

市民等	入場料その他の料金を徴収する場合		3万850円
	上記以外 の場合	午前6時から午前8時30分まで	2,050円
		午前9時から午後0時30分まで	4,110円
		午後1時から午後5時まで	4,110円
	午後5時30分から午後9時まで	4,110円	
市民等 以外の もの	入場料その他の料金を徴収する場合		6万1,710円
	上記以外 の場合	午前6時から午前8時30分まで	4,110円
		午前9時から午後0時30分まで	8,220円
		午後1時から午後5時まで	8,220円
	午後5時30分から午後9時まで	8,220円	

を

「

市民等	入場料その他の料金を徴収する場合		3万850円
	上記以外 の場合	午前6時から午前8時30分まで	2,050円
		午前9時から午後0時30分まで	4,110円
	午後1時から午後5時まで	4,110円	
市民等 以外の もの	入場料その他の料金を徴収する場合		6万1,710円
	上記以外 の場合	午前6時から午前8時30分まで	4,110円
		午前9時から午後0時30分まで	8,220円
		午後1時から午後5時まで	8,220円

に改め、

」

同表照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。